

Title	大工頭中井家文書(四)
Sub Title	On the documents concerning the Nakai (中井) Family (IV)
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko) 高橋, 正彦(Takahashi, Masahiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1966
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.39, No.2 (1966. 9) ,p.105(241)- 126(262)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	史料紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19660900-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史料紹介

大工頭中井家文書

(四)

中井信彦
高橋正彦

「日光東照宮関係」

〔五四〕 日光釘金物類入札書立^④

(ウツ書)

「日光釘金物入札」

日光御宮鉄かな物釘かすかい之入札書立事

一式百六拾両 本堂 弥左衛門おつる

三百拾九両 弥蔵

三百貳拾両 弥惣衛門

三百貳拾両 助左衛門

三百拾両 新太

貳百八拾五両 久右衛門

一式百六拾九両 本社 喜多 久右衛門おつる

「中井家文書」

はいてん
外かき
三百六拾両 弥蔵

貳百九拾四両 弥惣衛門

三百九両 助左衛門

貳百八拾九両 弥左衛門

三百四拾両 新太

一百八拾九両 江戶 弥惣衛門おつる

三百三拾八両 弥蔵

貳百七拾両 新太

貳百三拾八両 助左衛門

百九拾五両 久右衛門

百九百八両 弥左衛門

一七拾五両 江戶 弥惣衛門おつる

御馬屋

かりとの

はいてん

とりる

いかき

- 九拾両 久右衛門
- 九拾五両 弥左衛門
- 百七両 弥蔵
- 百九両 助左衛門
- 百貳拾両 新太

元和三年正月六日

〔註〕①こゝに収むる文書はいづれも元和二年十月に着手し翌三年三月に落成した日光東照宮造宮に関するものである。

〔五五〕 日光之道具好の覚

覚 日光之道具増上より御このみ

- 一 かいかうさ 二ツ
- 一 らんはん 二ツ
- 一 御まへのつくへ 壱きやく
- 一 一ふつふせつくるゑ (壱きやく たゞしふつたんの五寸 なかさ五尺 ひくし)
- 一 一ふつくのつくゑ (壱きやく らいはんを五寸高サ なかさ四尺)
- 一 一わきつくゑ (二きやく らいはんふつくのつくへを 二寸ひきくなからいはんほと)

- 一 一くけつくへ (四きやく長壱間 たかさしゝのさの つくへほと)
- 一 一くわしやつくへ (貳きやく たかさ三尺 長さ 三尺)
- 一 一くけつくゑ 貳きやく たかさ四尺 長壱間
- 一 一ぶたい
- 一 一ちよくし三人のとこ
- 一 一きやうつくゑ 百十 長サ壱尺七寸 はゞ壱尺五分 たかさ八寸

(元和三年) 巳ノ二月十九日

〔五六〕 日光之道具仕様ニ付覚書

覚

- 一 かいかうさ 二ツ 是ハ大きさ御このみなく候 此方にて見はからい仕候
 - 一 らいはん 二ツ 但是ハ右貳つの外
 - 一 御まへのつくゑ (壱きやく 是ハくうてんが 長さ五寸みしかく仕候由被仰候 間くうてんのはゞ可被下候)
 - 一 一仏ふせつくるゑ (壱きやく 長さ五尺 高さ 仏たんより五寸ひき候)
- 但ふつたんの高さ可給候

一 つかの石数 三百 石之面さし渡
壹尺五寸

一 本宮せり石 百六拾五間

一 本堂せり石 七拾五間

一 くわいらうせり石 四百拾間

一 かりとの同はいてん 卅間

一 御供所せり石 五拾六間

一 御馬屋せり石 卅八間

一 石たんハ指_(ママ)ニ間敷有

右以上

十月廿七日 中井大和守 (黒印)

村田権右衛門殿

本田 藤四郎殿

山城宮内殿

〔五八〕 中井正清書状案

御一書令拜見候

一 御宮地曳之儀はや相済申候事

一日光ニ仮造初吉日之儀来正月十六日ニ仕候事

一 居礎来正月十六日ニ仕候事

一 立柱吉日来正月廿八日ニ仕候事

一 上棟之儀来三月十七日同廿六日吉日之由、御書付御座

候へ共棟をつゝみ申候て後ニ上棟ハ仕候御事ニ御座候

間四月九日ニ上棟仕申度候、左候へハいらかふき棟つ

ゝみ申吉日之儀ハ三月十七日ニ仕候へハ御作事之次第

も能御座候、御書付何れも吉日ニ当候へ共上棟ハ三月

十七日同廿六日と御座候棟をつゝみ申御事ハ四月三日

九日と御座候ニ付扱如此候、恐惶謹言

極月十五日

板伊賀守様

猶々相替儀御座候者重而可被仰越候以上

〔五九〕 日光御作事ほり物人数之覚

日光御作事ほり物人数之覚

本社拝殿分

一千三人 かへるまた

五拾八枚

一百五拾人 たはさみ 四枚
 一五拾人 御はいノかきノはな 式つ
 一百五拾人 すゝめ板 六枚
 一百六拾人 こはいぬ 式つ
 一五拾四人 つまのおいかた 九枚

合千五百六拾七人

本堂分

一百九拾人 たはさみ 四枚
 一百五人 かへるまた 三枚
 一三五拾七人 ふつたんのこかへ 五枚
 合六百五拾式人

かりとの分

一三拾人 かへるまた 式枚
 一百人 こはいぬ 式つ
 一四拾八人 たはさみ 二枚
 合百七拾八人

「中井家文書」

一千五百七拾人 ミつかきの 百卅六枚

すゝめ板

惣合三千九百六拾七人

奉行衆之御帳に如此付申候

〔六〇〕 日光御普請付立肝煎人名書

日光御普請付立之覚

一本社 善兵衛

宗十郎

清蔵

宗三郎

清左衛門

甚介

六兵衛

助右衛門

太郎左衛門

藤兵衛

金蔵

一ろう門

一くわいろう

一本堂

一 かりとの

新兵衛

一 御くう所

伊右衛門

一 みつかき

宗左衛門

兵介

一 鳥居

弥右衛門

御馬屋

又介

一 ふたい

四郎左衛門

新三郎

元和貳年十一月二日

〔六一〕 日光遷宮供養ニ付諸作事大工数之覚

日光御宮御遷宮同本堂御供養何も所々御道具御かりや
とも仕大工数之覚

一 五百八拾人 しゝのかうざ四つ、但きざはしのほりか

うらんあり、同つくへ四つとも仕候

一 五百人

かいかうざ貳つ、大座貳つ、きざはしの

ほりかうらん有、つくへ貳脚仕候

一 貳百五拾人

はたさは五十本長三間、同たつかしら五

十仕候

一 貳拾人

いとはたのさは拾貳本長三間

一 拾五人

ふつぐつくへ壹脚

一 貳拾六人

わきつくへ貳脚

一 貳拾人

らいはん貳つ

一 三拾人

くげつくへ六脚

一 四人

くわしやつくへ貳脚

一 四百五拾人

経机百拾脚

一 貳拾人

御前之つくへ壹脚

一 五人

ふつふせつくへ壹脚

一 拾五人

御遷宮の御へい百拾本、三尺五寸四方の

つくへ三脚、かきいた貳枚とも仕候

一 拾五人

まくくし四十本

一 五人

八ツ足のつくへ壹脚

うちいた壹ツあいくち一ツ

一拾貳人 つくへ四脚

一拾貳人 とこ四つ

一壹人 つくへ板壹枚

一拾人 そうとんざ八ツ

一三拾人 本堂の北ノ方ノさじき三間に壹間半、屋

ねハのしふき板敷有、付りせつちん有

一貳拾五人 本堂南ノ方さしき三間に壹間、屋ねハの

しふき板敷有

一五人 すしやうのざ貳つ

一八拾五人 かゝや三間に貳間ニ仕候、屋ねハのしふ

き板敷有

一七拾五人 おきふたい但上や有

屋ねハのしふき

一拾貳人 屋まとまい、あつままいのとこ四ツ

一五人 貳間半ニ壹間半ノあくのや

但屋ねなし

一六人 壹間半ニ一間ノあくのや貳つ

一六人 あんつく貳つ

一貳拾五人 南光坊御宿貳間ニ一間半ノ持仏堂仕候

一百五拾人 相国様御座候所貳間四方ニ仕候

但ニかい同貳間ニ一間半ノろうか共仕候

一六拾人 御遷宮ノ御時かりみこし三しや仕候

合貳千四百七拾四人

〔六一〕 たんぬり入目書上

たんぬり申候覚

一上ノたん 壹坪ニ付拾八匁五分ツゝ

但にかわたきゝぬりてま飯米共あけいつれ

も諸道具共ニ

一中ノたん 壹坪ニ付拾七匁ツゝ

同理

右之おもてねんの入仕上げ可申候但手伝之儀者御奉行

様を被仰付候て可被下候、此方々ハ不存候、已上

霜月三日 勘助(花押)

同 二郎左衛門(花押)

御奉行様

〔六三〕 日光普請大工衆日数高之覚

覚

一、日数高七万八千八百拾六人

右ノ内

一、式万五千四百七拾五人
本社拜殿
石ノ間とも

一、式万四千四百式拾人
本堂

一、六千九百九拾五人
水かき同から
もんとも

一、壹万三千三百五拾三人
くわいろう

一、三千百拾人
ろうもん

一、千七百五拾式人
御供所同門
へいとも

一、千四百六拾五人
御馬屋同門壁共ニ

一、五百三拾三人
鳥居同いがき
五十一間共ニ

一、千六百七拾五人
御かり殿同拜殿
鳥居いかき共ニ

一、千式百八拾四人
御ひやう所

一、式千五百五拾四人
御遷宮堂供養
万御道具仕候分

以上

右之者日光御普請大工衆仕候日数也

〔六四〕 日光御宮作ひわた・さわら木

入用の事 写

日光御宮作
ひわたの入用
同さわら木之事

一、御本社
(ひわた九百五拾しめ
さわら木式百五拾丁)

一、拝殿
(ひわた千三百しめ
さわら木四百五拾丁)

一、水かき
(ひわた八百しめ
さわら木六百丁)

一、本堂
(ひわた千六百五拾しめ
さわら木四百丁)

一、こくうしよ
(六分とちふき
さわら木四千四百丁)

一、御馬屋
(同六分とちふき
さわら木式千三百丁)

一、御かりとの
(三ふとちふき
さわら木九百丁)

一、同拜殿
(同三ふとちふき
さわら木千三百丁)

ひわた合四千七百しめ

さわら木合壹万六百丁

以上

辰十月廿四日 ひわた 左兵衛

喜多越後殿

まいる

〔六五〕 日光御宮ノ楼門ひわた・さわら木

入用事 写

日光御宮ノろうもん

ひわた入用
同さわら木事

ひわた

一四百五拾しめ

長さ貳尺つゝにて

さわら木

一百六拾丁

木曾さわら木上候

以上

同廻廊 拾間ニ付

ひわた

一三百七拾しめつゝ

合四千八百しめ

さわら木

一百丁つゝ

合千三百丁

以上

辰十月廿七日

ひわた
左兵衛

喜多越後殿

右之外ニすきけたかな釘わらひて入申候也

(ママ)

〔六六〕 日光御宮作ひわた・さわら木

入用之事 写

日光御宮作

ひわたの入用
同さわら木之事

〔中井家文書〕

一ひわた 参千しめハ

上々ノひわた長さ四尺つゞ候て
しめなわ五尺式寸なり候

一さわら木壹万千丁

上々ノ木曾さわら木但
のきまわりしやはらの御用
同ときふきの御用

以上

〔六七〕 日光御宮ひわだ・さわら木

高目録之覚

日光御宮ひわだ木曾さわら木高目録之覚

一五千式百しめ

長四尺

ひわだ

但しめ繩五尺式寸なり

一壹万丁

上之木曾さわら木

以上

右之ひわだ少つゝ成共出次第此方へ御左右可被成候、

ひわだそれへ申事手間入候間扱如此候、弥々不及申ニ

候へとも檜皮ニ可被入御念候 以上

たつ

ひわた

十月廿七日

左兵衛

大川内孫十郎殿

〔六八〕 日光御作事本社などほり物人数帳

(冊子表紙共十三枚)

(二四九) 一一三

(表紙)

元和三年

本社

同拝殿

日光御作事

本堂

ほり物人数帳

水垣

かりとの

巳三月 日

本社分

一 壹枚	かたふたのかへるまた	拾壹人
一 壹枚	しかにもみぢ	拾壹人
一 壹枚	同のきくにことり	拾壹人
一 壹枚	同ふやうにことり	拾貳人
一 壹枚	同きくにことり	拾壹人
一 壹枚	かたふたのかへるまた	拾壹人
一 壹枚	まつにことり	拾壹人
一 壹枚	同たけニすゞめ	拾壹人

一 壹枚	同こほねニかも	拾壹人
一 壹枚	南めんノかへるまた	貳拾人
一 壹枚	ふやうにうつら	拾八人
一 壹枚	すゝめいた	拾八人
一 壹枚	ふやうにさんしやく	拾九人
一 壹枚	すゝめいた	拾八人
一 壹枚	からつはきニさんしやく	拾八人
一 壹枚	すゝめいた	拾八人
一 壹枚	まつむめニことり	拾八人
一 壹枚	すくめいた	拾八人
一 壹枚	まつニふじこまつり	拾八人
一 貳つ	こはいぬ	百六拾人

人数合三百三拾壹人

拝殿分

一 壹枚	御はい南めんノかへるまた	貳拾四人
一 壹枚	しゝにぼたん	貳拾六人
一 壹枚	同南めんノかへるまた	貳拾四人
一 壹枚	りやう	六拾六人
一 壹枚	同南めんノかへるまた	四拾人
一 壹枚	しゝにぼたん	拾九人
一 壹枚	同たはさみ	拾九人
一 壹枚	はたんしやくやく	拾九人
一 壹枚	ばくのほな	拾九人
一 壹枚	かたふたのかへるまた	拾九人
一 壹枚	ちやうはくにまつ	拾九人
一 壹枚	同ひちやうほうニからまつ	拾九人

人数合四百拾九人

一 式枚

本堂のたはさみ
はすにしやくやく

八拾六人

一 式枚

かりとのたはさみ
ほたん

四拾四人

一 卅八枚

みつかきのすゝめ板
きりからくさ

三百八十人
但し一枚に付十人づゝ

一 十四枚

同すゝめいた
みつくさゝ水とり

百八拾式人
但一枚ニ付十三人づゝ

惣合千百拾壹人

豊後方ノ分

一 九枚

本社つまの
おいかた

五十四人
但一枚ニ付六人づゝ

一 四枚

同ないしんのかへるまた

三十二人
但一枚ニ付八人づゝ

合八拾六人ハ大仏与右ノ分

惣高合三千四百六拾八人

(次の四点は本文を省略し表題のみを記すに止む。)

〔六九〕 日光本堂内陣仏壇之指図書控 (年月日未詳な

るも元和造営の際のものと思われる。七〇号

も同じく。) 一通

〔七〇〕 日光本堂の略図面京大仏師左京より中井信州

宛 年月日未詳 一通

〔七一〕 浅草の仕事うけきりニあつらへ申帳冊子一冊

表紙共七枚

〔七二〕 覚書断簡 一通

「諸家よりの書状」

こゝに収めるものは中井正清に宛られた諸家よりの書状をその中心とするもので、正清の孫、正知(浄覚)の分類整理で、「い」印を付した九六通と、「〇」印の三五通の合計一三一通に及ぶものである。これらは書状の通例として年号を欠くものが多いが、そのほとんどは慶長、元和期のものであつて、極めて貴重な史料である。今、掲載に当つては、編年によらず、概ね前記浄覚の分類の順序に従つておく。(編者)

〔七三〕 大久保長安・本多正純連署書狀

猶々、其元御作事以下見斗能様ニ可被申付候

急度申入候、仍而石河備前屋敷今度 上総様御上洛付而御宿ニ罷成候間、御造作等いたし可被申候、入候道具之儀者板伊賀殿へ被申、早々出来候様ニ尤候、戸はめ置以下迄可被申付候、御座之間(トカ)□ハからかみニ可被致之候、御手つかい以下能様尤候、恐々謹言

十二月十三日

大石見守
長安 (花押)

本上野介
正純 (花押)

中藤右衛門尉殿

〔七四〕 古田織部重然書狀 (折紙)

以上

伏見御城之小座敷へ貴所へ被 仰付由、(小堀政一)小作介我等こも談合候而いそき可申旨 御詫ニ候間壁之こおらぬいぜん

いそき出来候様ニ御情を被入候て可付候、我等ニ御用之儀候者可被仰付候、何扁御いそき尤候、此方へ御出候者懸御目談合可申候、恐々謹言

壬八月廿一日

古織部
重然 (花押)

御大工
藤右衛門殿
御宿所

〔七五〕 小堀政一書狀 (折紙)

以上

二三日者不懸御目候、随而御本丸御小座敷之儀何比立申候哉、(古田織部)古織被申候者御小座敷之儀見廻候へと被 仰出候間立申刻参候間見舞可申由候、御指図をも不存候間懸御目御談合申度由候、此方へ何比御越候哉、古織御談合候て急被成御柱立候様ニ尤存候、鈴木新五左衛門尉殿御奉行之由間急度御念候様新五左へ被仰入被下候へと古織被申候、何も懸御目可申入候間不具候、恐惶謹言

壬八月廿一日

小作介
政一 (花押)

中藤右衛門尉殿

御宿所

〔七六〕 村田権右衛門書状 (折紙)

猶以、此方留守ニ作藏申付置申候間、京都御普請御材木以下何にても入申儀候者かたく申付候間可被仰付候、先日之入申御材木共大坂へつき(継飛脚)びきやく遣候、とばよこおちまで可罷上候、京之御屋敷まで御左右候へと申遣候其通候へく候、猶御用ニ候者可承候、拙者も明日罷下候間早速申入候、以上

為御音信御鷹之おふお式筋何もくれない被懸御意候、毎度之御心入忝ながら迷惑仕候、乍去在所へ之御はなむけと拝領申候、頓而罷上相緩御礼等可申聞候、急候間不能具候、恐々謹言

極月十三日

村権右

□政 (花押)

中藤右様

御宿所

〔中井家文書〕

〔七七〕 村越茂助直吉書状 (折紙)

猶々 御用ニ立不申候者我々所へ御返し候ても不苦候間、土井大炊助殿対馬殿と御相談候て可給候、我々并ニ罷成て不苦候、併只今 御用ニ立不申候て何共迷惑申候、御推量候而可給候、何と成者能様ニ御相談可給候、以上

御状令拜見候、仍其元へ届申候、御しんの板之儀 御用ニ立不申候由何共迷惑ニ存候、我々にハ木原壱尺四寸五寸御座候板を百六十枚下シ可申之由候而手形を被出候、但あつさの儀ハ壱寸五分ニと被申候、さやうニ候へ共結句あつく候てハ不苦候と存、あつさ式寸ニあまりニあつらへ申下シ申候、貴殿被罷下候時分申候ことく御用ニ立不申候ハ、我等所へ御返し候ても不苦候、末御かん定ニハ立不申候、拙者手前ニての事ニ御座候間其元ニ(土井利勝)而土大炊助殿・安対馬殿など(安藤重信)と御相談候て能様ニ頼入申候、恐々謹言

八月十二日

村茂助(村越)
直吉(花押)

中井藤右衛門尉殿

御返事

〔七八〕 中村右之助他二名連署書状(折紙)

以上

(徳川義直)
五郎太様御座間并御矢倉之入目分貴所へ直談(村越直吉)茂介殿御理

之ことく其方裏判を以諸在よく人代米之事払候へと我等
ニも被仰候、如御望書立遣候

一材木屋御塗師屋瓦師かさりやいづれも右之分ニ候、恐
々謹言

十一月五日

中村右之助(花押)

窪寺次郎右(花押)

長谷川宗内(花押)

中藤右様
参

〔七九〕 いかや久助、他二名連署書状

北山大川筋ノいさい谷ニ有之とかの丸物長九間末口式尺
式寸の木壺本今度之水ニ新宮へ流出申候、是ハ山ニてね
たん仕候へ共銀子わたり不申ニふねたんニ出入すみ不申
候、重而衆中へ請合申出入相済シ可申候、以上

いかや

慶長十四年 久 助(花押)

十二月十八日 京や 才兵衛(花押)

いつみや

三右衛門(黒印)

志ら川

次右衛門殿

〔八〇〕 喜多見若狭守分大坂城作事残道具之

覚 一冊

(表紙)

(表紙共六枚)

大坂御城御作事残道具

卯五月廿四日

喜多見若狭守分

一	百本	長三間木式間半木	足代木
一	三百五拾本	長式間木壹間半木	同
一	貳百貳拾七本		大工小屋ノ柱
一	三百三拾五本		同けたむね うへハリ共ニ
一	貳百八拾本	長式間木 三寸角	同垂木
	内三拾式本をれて御座候		
一	四百本	宮丸太	大工小屋ノたる木
一	六拾本	小なる	足代木
一	拾七本	長三間木 四間	石持本う
一	貳拾式本	長三間 式間	八つかうハリ
一	五本		石つき木
一	三丁	長式間木	杉ノ大桁
一	貳百貳拾七枚		古板
一	八拾八枚		松志きの板
一	三拾		うち樋
一	四拾七丁		てこ
一	四ツ		ころ大小有
一	四枚		同わくノ木

一	七ツ		志ゆう道具 ころノ
一	拾壹		のほりはし
一	六枚		くらかけノ板
一	壹枚	長式間余	水道木ノなまり
一	壹ツ	長式間木	水道樋ノきれ
一	四本		かた木のきれ
一	九本		石つきノわく柱
一	四本		古堀土代木
一	六本	長五尺斗	角木ノ切はつし
一	貳拾五本		引をとし
一	拾八本		大工小屋ノ棟木 但引をとし
一	貳枚	長式間木	檜板
一	貳枚	長九尺	檜いた
一	壹本	長九尺	壹尺角ノ引わり
一	四枚	長九尺	同木ノ引をとし
一	五枚		志、料の引をとし 大小
一	三枚	長式間大小有	けや木ノ引をとし

一 七拾六枚 はり付ほね

一 五枚 戸大小

一 三枚 内式枚ハはく巻間
内巻枚ハはく間中
古はたいた

一 三つ つちふね

一 巻つ 長五尺
よこ四尺
水ふね

一 三百五拾束 高式尺四寸
小竹

一 百五束 わり竹

一 拾四本 さるかしらノ塀柱
但やね共こ有之

一 百五拾枚 古水道板大小有之

一 三千四百束

一 百三拾束 古とま
但巻束二付五枚宛
已上

右之外

一 式拾間 但三間ハ、

大工小屋有之

卯五月廿四日 喜多味若狭守内

藤木次太夫 (花押)

〔八一〕 尼崎屋又二郎・金屋了円銀子請取証文

(ウツ書) 「ほんく」

請取申銀子之事

合巻貫目者

右是ハ江戸増上寺山門御材木残銀として請取申候也、仍
如件

慶長十四年

酉十二月廿二日

尼崎や

又二 (黒印) (花押)

金や

了円

中井大和守殿

〔八一〕 清水より増上寺下申材木之覚書

清水の江戸増上寺へ下申御材木之覚

浅原喜蔵木 一七本 長五間木 檜木
巻尺六寸角

同人木 一巻本 長五間木 同木
末口巻尺四寸

ふし山本 一式本 長三間半 けや木
末口巻尺八寸

岡田江右衛門木 一巻本 長四間五尺 松丸木
末口巻尺八寸

同人木 一式本 長三間半 松丸木
末口巻尺五寸

同木 一式本 長三間半 松丸木
末口巻尺五寸

同木 一式本 長三間半 松丸木
末口巻尺五寸

同人木 一貳本 長五間木 末口壹尺九寸

同人木 一壹本 長五間木 末口貳尺

同人木 一貳本 長三間半木 末口壹尺五寸

同人木 一貳本 長三間半木 末口壹尺八寸

同人木 一壹本 長三間木 末口壹尺五寸

同人木 一壹本 長三間半木 末口壹尺七寸

同人木 一壹本 長三間木 末口壹尺六寸

同人木 一壹本 長三間半 末口壹尺六寸

以上

松丸木

松丸木

松丸木

松丸木

松丸木

松丸木

松丸木

松丸木

慶長拾四年

六月二日

〔八三〕 中井大和守金銀請取状控 三通

〔中井家文書〕

(ウツ書)

「せんけん

東山ちおんいん

ゑとさうしやうし

請取申銀子之事

金銀うけ取之ひかへ ほんく」

一合七拾貳貫目也

右是ハ駿府浅間之ろうもんくわいらうこもりや兼こま
たう山のうへの宮、同はいてん、なこやの宮仕候、為
代銀相済申候、仍如件

則請切ニ仕候諸職人之書立此手形ニ相添上申候

(右のてかた
右かつてまへ
よくすみ申候

酉九月晦日

中大和守

松平右衛門殿

一合金子百枚也

右是ハ東山知恩院之御普請仕候金子也、重而板倉伊賀
守我等以両判御勘定可申上候

酉九月卅日

中大和守

松平右衛門殿

(二五九)

一三三

一合銀子四拾六貫目也

右是ハ江戸増上寺山門材木請切ニ仕候為代銀相濟申候、則御勘定候儀者あまか崎や又二郎金や了円重而御勘定可有之候仍如件

中大和守

西九月卅日
「右のかんちやうすみ申候」
松平右衛門殿

〔八四〕 大久保長安・本多正純連署書状（折紙）

以上

急度申候仍江戸御普請付而其表番匠召連可罷下旨 御意候間板伊賀殿米清右殿談合候而入候番匠召連可罷下旨 御意ニ候、是ハ石見申候、大和番匠又右衛門織部かたへ申越候間入候程召連可被申候、大坂へも市正殿へ申越候間是も談合候而彼表番匠可召連候、恐々謹言

二月廿二日

（大久保）大石見守
長安（花押）
（本多）本上野介
正純（花押）

中藤右衛門殿

参

〔八五〕 なか川の与三右衛門、他四名連署書状

今度知恩院の御材木入ふた之儀栄伝を被仰付候へ共御注文のことくなか御材木ハねほと十貫めも十五めも相ちかい申候へ間右之代銀の分にてハ中々不罷成候、思召わけられ何方成共被仰付候て可被下候、たとい伊賀守様中藤右様を被仰付候て御糺明被成とても御注文のことくかハ成不申候、寺右ニ御心やすく被仰付注次第御念入申候ニ付不罷成候、此旨おほしめしわけられ候て可被下候、以上

慶長九

七月廿一日

なか川
与三右衛門（花押）
同 源右衛門（花押）
同 五郎右衛門（花押）
天満
あふらや
仁右衛門
ふしみ
五郎右衛門

ひかし山知恩院御影堂御作事
頭人の
とうりやう衆

参

但此判無御座候衆判形不仕候とも右之判形之者共請相可
申候、同心之儀ニ候へハ別儀御座有間敷候

〔八六〕 重信・英伝他一名連署書状（折紙）

以上

御状拝見申候、然ハ金子之事被仰候、則如御状五拾枚作
右殿善一殿作兵衛殿へ相渡申候、則貴様御請どり可給候、
大工衆飯米作料之儀大方棟梁衆の内証御物語之通承候、
左様候へハ拾八枚余も余申候哉、先貴殿御意次第遣し候、
御取成候通も方丈へ申入候、又金子内記殿伏見へ御越候
由承候、今日者暮申候間、もはや罷成ましく候や、左候
者明日御障入候共御同道奉頼候、猶又材木之儀も兩人へ
申入候可然様被仰候て可給候、恐惶頓首

卯月廿二日 重信（花押）

英伝（花押）

宗把（花押）

中藤右様

貴報

〔八七〕 英伝、重信連署書状（折紙）

猶々入札之書物先度もみせ申候へ共猶以御覽候ハ、其
方へ可進候、いかやうとも貴殿御分別次第ニ可被仰付
候、彼者共にくき仕合不及申候、以上

如仰一兩日者不申承候、御障入候共細々御見舞候て万御
異見候てはかゆき申候様頼申候、然ハ入札材木之衆より
書物御取之由承候、右ニ入札あけ不申以前委申渡候、其
上棟梁衆へも引付直々御このみ候て被申渡候義、其外入
札等もわり木ふしなしと候事ハ一かぶつゝに皆書付有之
事候、今更相違之段沙汰之限不審成様子にて候、不及分
別候、雖然菟角入札材木御取候ハてよく候と思召候者、
貴殿御分別次第ニ候、いかやうとも御作事はやく出来、
万 公儀の御ため可然様御肝煎頼存候、将亦御手形之事
備前衆へ米御渡し可被成との儀候、猶以貴殿も御申上頼
申候、少も油断者御座なく候、恐々謹言

七月廿二日 重信（花押）

英伝（花押）

中井藤右衛門尉殿

人々御中

〔八八〕 大久保長安書狀 (折紙)

以上

御書中披見申候、

(知恩院)

仍而其元御影堂大形出来候付而御忌法

事之儀被仰下候、

(内田正次)

全阿弥相談申上候処之御尤候由 御詫

之候、将亦金銀之儀被仰付候、先日小堀方へも申候、猶

我等手前之調分も少宛成共指上せ可申候、委者致御供罷

上節可申候、恐々謹言

十二月廿二日

大石見

長安 (花押)

重信殿

英博殿

中藤右殿

〔八九〕 全阿弥書狀 (折紙)

預御状本望存候、仍將軍様御親子一段与御息災被成御座
毎日御鷹被遣物数仕候故御機嫌能御座候御事候、殊何

も鳥多御座候付而御越年御事候、乍去正月三日ニ此地可
被成御立之旨被 仰出候、東山御影堂貴所被尽粉骨故出
来ニ付御開山縦御移被成御忘被遊候へと被仰出候間被成
其意弥々馳走尤候、猶頓而御上洛之事候間其刻面々以可
申達候、恐々謹言

極月廿七日

全阿弥 (花押)

中井藤右衛門尉殿

御返報